

令和7年度 第1回 是正請求審査会 議事録

日時：令和7年10月31日(金) 10:00～11:30

場所：多治見市役所駅北庁舎 4階第1会議室

□出席者

【委員】 北見会長、水野委員、隈元委員、矢島委員、小川委員、松浦委員

【事務局】 総務課長、総務課職員

□欠席者

【委員】 久米委員

□公開・非公開の別 非公開

多治見市情報公開条例第23条ただし書（同条例第6条第2項第1号：個人に関する情報、第4号：率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報 に該当）の規定による。

□会議の結果及び経過

1 あいさつ	
事務局	・総務課長あいさつ及び委嘱状交付 ・委員自己紹介、事務局自己紹介
2 会長選出	
事務局	・選出について説明 ・北見委員を会長に選出
3 諮問及び審議	
令和7年度地区懇談会の事前質問に対する回答に関する是正請求	
事務局	事案の概要説明
審議の概要（委員の意見の要旨、質疑応答の要旨）	
委員	・是正請求人は口頭意見陳述の機会を求めているのか。
事務局	・審理手続においては口頭意見陳述をすでに行っている。審査会における口頭意見陳述の希望についてはまだ確認していない。
委員	・是正請求人が求める具体的な回答とは、市が現状持っているデータを基にした回答なのか、それとも更に調査を尽くしたうえでの回答なのか、この部分は結論を考えるにあたって明確にする必要がある。
委員	・当該マンションについては、市の税金が投入されているので投資目的で購入してはいけない、という噂話があった。是正請求人は、それを踏まえて地区懇談会で事前質問をした可能性もある。
会長	・投資目的で購入してはいけない、という縛りはあったのか。

事務局	・そのような縛りはない。
会長	・マンション管理適正化法の改正により、自治体がマンション管理計画を認定するなど、民間のマンションであっても市として関心を向けるべき事柄になっている。民間だから市は関与できないという考え方は違う。
会長	・結論を出していく中で、当該事業について整理する必要がある。また、**委員の発言にもあるように、具体的な回答を求めるというものが何を意味するかという点についても精査していく必要がある。そのため、本日時点では認容すべき・棄却すべきといった結論を出すべきではないと考えるが、いかがか。
一同	・異議なし
委員	・当該事業について事前に少し調べた限りでは、駅の南をコンパクトシティ化して、高齢者向けマンションを建て、周辺に福祉的な設備を整備して行くという計画であった。それが元でこういう話が出てきたのではないかと考えると、その辺りの関係も考えなければならない。
会長	・事業全体への評価、あるいはチェックという関心が住民の中に存在している可能性もある。今回の是正請求の根幹もそこだとすると、事業への評価についてもきちんと触れた方がいい。
委員	・感覚的な話になるが、駅前周辺に飲食店が増えたという実感はある。これもひとつの効果。
委員	・高齢者が市外に転出するのを防ぐためと言っても、当該マンションの15階以上は多治見価格ではない。誰が買えるのか、多治見はそんなに富裕層ばかりか、と思うところはある。
会長	・高齢者のため、市外転出を防ぐため、と言いながら、価格帯を見れば理屈が立たない、と。いろいろな誤解がある気がするので、それをほぐしていく必要がある。
委員	・税務課などであれば瞬時に出せると思うが、この場所の住民登録は何人といった情報は個人情報も含まれていないし、そもそも公開してはいけないものなのか。市民課では町丁別人口を今でも公表しているのでは。
事務局	・公表している。
委員	・市役所なら住所で絞れば当然出てくる情報ではあるが、住民からすればそのような情報まで公表するの、という気持ちになるのも分かる。
委員	・どこから移ってきたかといった点について、例えばアンケート調査という方法もある。是正請求人からは、分かる範囲でも知りたい、アンケート調査などは実施しないのか、という話はなかったのか。
事務局	・審査庁に対してそのような話はない。審理段階においても、審理記録を見る限りではそのような話は出ていない。
会長	・是正請求人は、まさに住民のあぶり出しの効果も持ってしまう作業を

	求めているが、センシティブなもの・情報を出しにくいものとする市の言い分も分かる。公益性があるのだからやれというのは、どうあるべきかも含めて是正請求人にも考えてほしい。それを踏まえても、先ほどから出ている何を求めているのかという点については、今後の口頭意見陳述の場で委員の皆さんが直接確認することができると思う。
委員	・町丁別の人口までは公表しているということだが、もう少し条件を絞った質問があったときに制度的に拒めるものなのか。どこまでが個人情報にあたるか分からないが、ここまでは言えるがここからは言えないという理由が制度的にあるものなのか。
会長	・多治見市以外であれば、求められたものが存在しておらず、その作成を求められたとしても、作る必要はない・そのような義務はない、と断ることができる。多治見市の是正請求の制度の場合は、作成していないものに対し作るべきではないか、と言うことができ、市はそれに対応するため、調査や作成をすることになる。
委員	・仮に1丁目1番地がこのマンションだった場合、住民登録されている人数を教えてくださいと言ったとき、1丁目は教えられるが1丁目1番地は教えられない、という合理的な理由があるのか。
会長	・たまたま1丁目1番地がマンションというだけであって、情報として開示はできると考える。そこに合理的な理由があって市ができないと言うなら、それはそれで説明すればよい。
委員	・教える義務はないということ。他市であれば、情報公開制度の枠組みの中で市の持っている情報だけを開示すればいいので、わざわざ情報を作ってまで開示する義務はない。
委員	・問題なのは、開示の範囲を絞っていくと今度はプライバシーの度合いが高くなるということ。加えて市の事務負担も増えるし、そこまで絞って教えなければならない相当の理由があるのか。
会長	・今回は、その理由が公金を投入したマンションだから、という理屈。
会長	・実際には、住所区画で1世帯のみということもありえる。条件によっては個人情報を晒したも同然、ということも起こりえる。
委員	・公開した1丁目のデータはわざわざ調べなくても出すことができた。しかし、マンションだけに絞ると作業が発生するから出せない、ということか。どこまで絞ったら言えないのか、何をもって言えないのか、作業が発生するから言えないのか。
事務局	・市としては、条件を絞っていくと当然プライバシーとの関連があるので慎重になる。そのうえで、公開情報として地区別の人口と世帯数という統計情報をホームページに出しており、誰でも見ることが可能。
委員	・マンションの場合、同じ地番で上に住居があるため、何人いるかはすぐに分かるはず。それを出さないというのなら、どのような基準で判断しているのかなど、合理的な理由が必要と考える。

委員	・再開発に投じた税金が、マンションには投入されていないということがはっきりしているのであれば話が変わってくると思う。是正請求人に説明して、納得していただくということではないか。
委員	・前半の話で、何が目的かということがよく分からない。投資目的かどうかを調べても分からないと伝えたくて、是正請求人も承知していると言っている。では住民がどれだけいるかを調べて、教えて、その先はどうなるのか。おそらく調べて教えることはできると思うが、住民にも配慮しなければならない。棄却しないということはそういうことになる。具体的な回答の意味が何なのかにもよるが、投入した税金が今の状況だと何年で回収できるかなど、そんなことを言われてもそれは回答が大変だと思う。
会長	・スタート地点のところで、このマンションに公金が入っているということについてまずねじれている。是正請求の内容についても、なぜその情報を知りたいかということが、そのねじれた状態の上に成り立っている。むしろそんな情報を知りたいというわけではなく、要は政策評価、実行性評価をしたい、という可能性もある。高齢者が住むべきだと思っているのなら、まずはそこを解かなければならない。また、商業施設や駅前の動線、人の流れについてはどうなのか、インフラの整備効果はどうなのかなど、そのあたりを知りたいということになるかもしれない。今、誤解と噂が先行したところに基づいた是正請求になっているというところで、何が求めなのか、条件を整えたうえできちんともう一度話を聞くことが必要。
委員	・場合によっては、口頭意見陳述などでやり取りをする中で満足されて是正請求を取り下げるといった可能性もあるかもしれない。反対に、それ以上の別のことを知りたいとなった場合には、是正請求の趣旨が変わると思うので、その場合はもう一度審議ということになる。
会長	・今後は、誤解を解きつつ噂をつぶしつつ、という感じで進めていくのがよいと考える。
委員	・確認だが、是正請求人はマンションに公費が投入されているという認識でいる、という理解でよいのか。
会長	・一種の比喩という言い方もできる。そのあたりも口頭意見陳述などで趣旨を確認する。
4 今後の審議について	
事務局	・次回、是正請求人及び行為庁の口頭意見陳述を行う。それを踏まえて論点を整理し、答申書の内容を検討する。
5 次回審査会の開催日程について	
事務局	日程調整の依頼

—以上—